

【原村】 端末整備・更新計画

2025年3月

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	※算出方法・留意事項は以下のとおり
① 児童生徒数（人）	614	609	588	569	548	・当該年度の5月1日現在の児童生徒数(計画策定時において未確定の場合は推定値を記入すること)
② 予備機を含む 整備上限台数（台）	706	700	676	654	630	・(当該年度の①)×1.15-(基金事業により整備済の台数)
③ 整備台数（予備機除く）（台）	0	609	0	0	0	・GIGA第2期向けに整備する台数を記入する。基金事業開始後に、基金事業によらずに整備するものがある場合には、当該台数も算入する(基金事業による台数は④に記入する)。
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	609	0	0	0	・④と⑦の合計は②以下である必要がある。
⑤ 累積更新率	0%	0%	0%	0%	0%	・{(当該年度までの③の合計)/①}×100 ・基金設置期間中に、累積更新率は100%に達する(端末の整備・更新が完了する)想定である。
⑥ 予備機整備台数	0	91	0	0	0	・GIGA第2期向けに整備する予備機の台数を記入する。 ・当該年度に整備する台数を記入する。基金事業開始後に、基金事業によらずに整備するものがある。
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	91	0	0	0	・④と⑦の合計は②以下である必要がある。
⑧ 予備機整備率		15%				・⑥/③×100 ※上限は整備台数の15%
※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する						
端末の整備・更新の考え方	・令和2年度に整備した699台について、令和7年度に更新を行う。 ・予備機は、国の補助金上限15%を基準に整備する。 ・児童生徒数の減少が見込まれるため、随時計画を見直し、適切な更新となるように留意する。					

更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について	○対象台数:699台 ○処分方法 ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 65台 ・小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託 :634台 ○端末のデータの消去方法 ・処分事業者へ委託する ○スケジュール(予定) 令和8年3月 新規購入端末の使用開始 令和8年5月 使用済端末の事業者への引き渡し ○その他特記事項 ・なし
「⑤累積更新率」が令和10年度までに100%に達しない場合は、その理由	

※この計画は「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領」の13ページを参考に作成。